

**構造が身体障がい者等の利用のための軽自動車
社会福祉法人等が公益のため直接専用する軽自動車
に係る軽自動車税種別割の減免制度のしおり**

岩美町では、構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等について、軽自動車税種別割の減免を行っています。（構造減免）

また、社会福祉法人等が公益のため直接専用する軽自動車等について、軽自動車税種別割の減免を行っています。（公益減免）

減免の対象となる軽自動車等

	構造減免	公益減免
該当する軽自動車等	①心身に障がい等のあるかたが専ら利用する、例えば車いすの昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等、特別の仕様により製造されたもの又は車両に同種の構造変更が加えられたもの ②専ら心身に障がい等のあるかたが運転するために、運転装置、制御装置等が特別の仕様により製造されたもの又は車両に同種の構造変更が加えられたもの	社会福祉法人等が施設利用者等の通所・通院・訪問等公益のために直接専用するもの ※構造減免と公益減免の両方に該当する車両の場合、公益減免で申請してください。
減免額	当該年度分の軽自動車税種別割の全額	
その他	台数制限はありません。また、自家用、営業用の別は問いません。	

申請手続き

提出先	岩美町役場税務課
提出期間	当該年度4月1日から4月23日（軽自動車税種別割の納期限4月30日の7日前まで） ※4月30日が土・日曜日または祝休日の場合はその翌日が納期限となります。
必要書類	①減免申請書 ②自動車検査証の写し ※軽四輪、自動二輪の場合 ③事実を証する写真等（構造減免の場合、初回申請時のみ）
その他	提出期間以外の時期に、新たに申請を希望される場合、翌年度からの対象となります。役場税務課に減免希望のご連絡をいただきますと、翌年度提出期間の頃に申請勧奨のご案内をいたします。

継続の手続きについて

翌年度以降も引き続き軽自動車税種別割の減免を受ける場合は、継続の申請を毎年行う必要があります。

4月上旬頃に減免申請書をお届けしますので、減免の要件を満たしているときは、申請書その他の必要書類を岩美町役場税務課に持参してください。

問い合わせ先

岩美町役場税務課 岩美町大字浦富 675 番地 1 電話 (0857) 73-1413